

## 第1章 事業実施概要

事務局

## 1. 1 海外状況整理部会の役割

## ◇ 海外状況整理部会

○部会長：松井亮輔（法政大学名誉教授）

○部会委員：

石崎由希子（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授）

寺島彰（日本障害者リハビリテーション協会参与、元浦和大学  
総合学部教授）

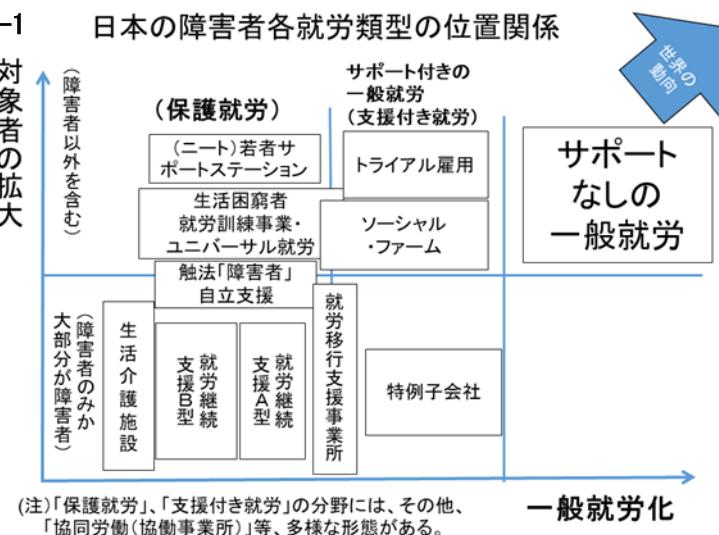
永野仁美（上智大学法学部教授）

西村淳（神奈川県立保健福祉大学教授）

海外状況整理部会は、主要国の、障害者を始め、生活困窮者、その他働きづらさを抱える者に対する就業対策、障害者だけから障害者以外を含む「ダイバーシティ就労化」の動向等を調査し、ダイバーシティ就労研究プラットフォームの検討に資する成果をまとめることを要請されている。2018年度には、以下のような合意が得られた。

(1) 障害者、そしてそれ以外の働きづらさを抱える者に関する就労類型を、世界の流れと関係づけると図表1のようになるであろう。図表1では、横軸に一般就労化の程度をプロットし（右にいくほど、一般就労化の程度は強まる）、縦軸には障害者以外への対象者拡大程度をプロットしている（上にいくほど、障害者以外の人々に対象者が拡大する）。

図表1-1 日本の障害者各就労類型の位置関係



(注)「保護就労」、「支援付き就労」の分野には、その他、「協同労働（協働事業所）」等、多様な形態がある。

1

(出所) (一社) ダイバーシティ就労支援機構作成

- (2) 日本でもこうした動きを加速化させるべきであり、本部会でも、主要国における、以下の項目につき整理する必要がある。
- ① 障害者に対する就業対策（一般就労、支援付就労、保護就労）
  - ② 生活困窮者に対する就業対策
  - ③ その他働きづらさを抱える者に対する就業対策
  - ④ 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）施策の全体概要
  - ⑤ ソーシャルファームの動向
  - ⑥ 障害者だけから障害者以外をも含む「ダイバーシティ就労化」の動向
  - ⑦ 「働きづらさを抱える者」の就業困難度の認定方法
  - ⑧ 政策効果分析事例

## 1. 2 2019年度における検討概要

2019年度は、第4回～第7回の4回の会議での検討を元に、イギリス、フランス、ドイツ、フィンランド、デンマークにおける障害者を始め、生活困窮者、その他働きづらさを抱える者に対する就業対策、ソーシャルファームの動向等の基礎資料をまとめた。なお、イギリスは寺島彰委員（日本障害者リハビリテーション協会参与、元浦和大学総合学部教授）と西村淳委員（神奈川県立保健福祉大学教授）が、フランスは永野仁美委員（上智大学法学部教授）が、ドイツは石崎由希子委員（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授）が、フィンランドは松井亮輔部会長（法政大学名誉教授）が、デンマークは事務局岩田克彦（一般社団法人ダイバーシティ就労支援機構代表理事）が担当した。なお、寺島委員には、欧州諸国におけるソーシャルファームの動向についての整理もお願いした。

4回の部会での検討状況は、以下のようなであった。

### 第4回部会（2019年6月21日）

各委員からの2019年度研究活動計画の報告とそれに基づく調整がされ、①障害者、生活困窮者、その他働きづらさを抱える者に対する就業対策、②障害者だけから障害者以外を含む「ダイバーシティ就労化」、③ソーシャルファームの動向等につき、欧米主要国と韓国につき概要を整理し、2019年度末までに報告をまとめる旨の合意が得られた。

### 第5回部会（2019年12月5日）

ダイバーシティ就労支援研究プラットフォーム「第5回海外状況整理部会」を開催した。寺島委員から、労働党政権から保守党政権に代り障害者就労支援関係のいろいろな政策の統合が進んでいる等の報告があり、永野委員から、フランスにつき、2018年法改正により、障害者に対する雇用義務の単位が事業所別から企業別に変更されるなど雇用義務が強化されたこと、2014年法改正により、社会連帯経済企業の法的枠組みが規定されたこと、等の報告があった。また、松井座長から、フィンランドにおける障害者への就労支援は、一般

労働市場での就労、中間労働市場での就労、保護的就労、支援付雇用に分けられること等の報告があった。

### 第6回部会（2020年1月9日）

西村委員から、イギリスの就労支援を中心とした生活困窮者の自立支援方策を、所得保障分野からのアプローチと社会福祉分野からのアプローチとの関係に着目した報告があった。石崎委員から、ドイツにおける、一定の就労能力がある者の就労支援に関する法令は、広く失業者を対象とする社会法典第3編（就業促進法）と、少なくとも1日3時間は就労可能で、かつ、生計扶助を必要とする者を対象とする社会法典第2編（求職者基礎保障のための法）とがある、等の報告があった。また、事務局（代表理事岩田）から、デンマークにおいて、障害者への就労支援の対象には「特殊な社会問題を抱える者」を含んでいること、障害者への就労対策は、一般就労、中間就労（フレックスジョブ）、保護就労（保護就労施設内の就労や企業等で軽労働をするスコーネジョブ）に大別されること、等の報告があった。さらに、寺島委員から、世界のソーシャルファームを概観すると、例えば、イギリスでは、給与補てんなどの直接的な公的な支援はないが、ドイツにはそれがあるといった具合に、各国の社会的背景によりいろいろなものが存在するとの報告があった。

### 第7回部会（2020年2月17日）

2019年度報告では、①障害者の定義、②障害者に対する就業対策、③働きづらさを抱える者の定義、④生活困窮者・その他の働きづらさを抱える者に対する就業対策、⑤ソーシャルファームの動向、⑥ダイバーシティ就労化の動向、につきできるだけ各国の状況を整理すること、2020年度については、2019年度の報告を踏まえ、より掘り下げた検討を行うことになった。